

# 第3章 計画の内容

## めざすべき姿 I 一人ひとりの人権を尊重するまち

### I-1 お互いを尊重し合う意識の醸成

#### 現状と課題

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野へ参画を進めていくためには、市民一人ひとりに男女平等参画に関する意識が根付いていることが重要です。

男女共同参画社会基本法が制定されて15年が経過し、本市においても様々な機会を通じ、男女平等参画に関する情報の提供や教育・学習機会の提供に努めてきました。その結果、男女平等参画に対する意識は高まっているものの、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っています〔図表4・5〕。

長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払拭できるものではありませんが、その解消に向けて継続した取り組みを進めることが重要です。また、性的指向や性自認などを理由とする差別や偏見の解消に向けた啓発を進めることも重要です。

そのため、本計画のすべての取り組みの根幹をなす基盤的な施策として、男女平等参画に関する理解を促すための広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に取り組むことが必要です。

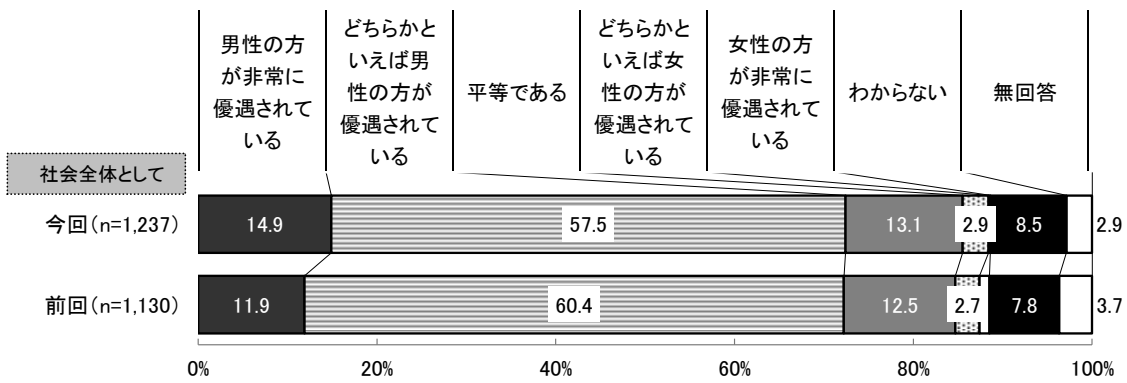
#### ■ 固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」のように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいいます。

女性の社会進出や夫婦共働きが多くなった近年では「男性は仕事、女性は家庭と仕事」という女性の二重負担の現実も生まれ、より一層女性の負担が増加し、男女の自由な生き方を妨げる原因となっていることから、解消を図っていく必要があります。

図表4 男女の平等感について(単数回答)

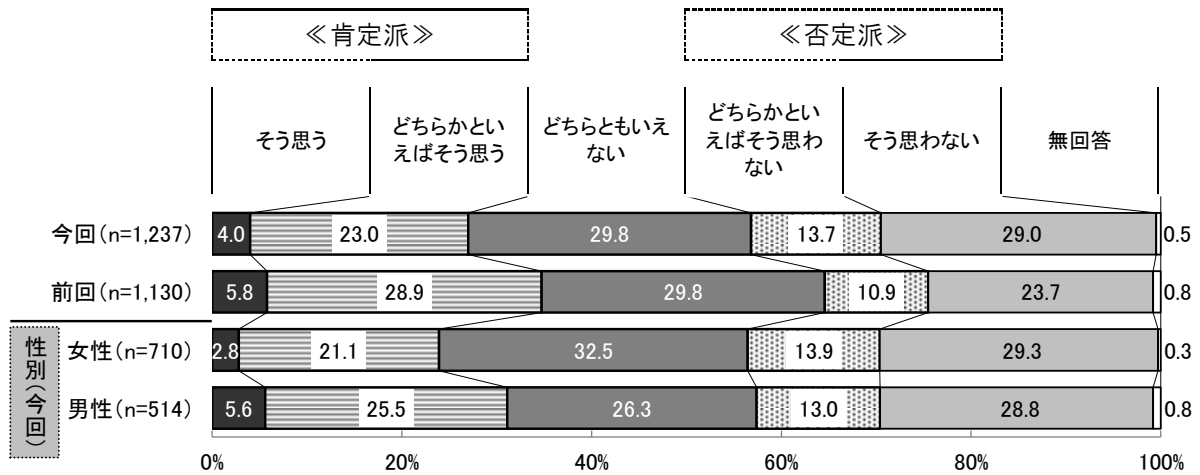
【経年】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（2010年、2016年）

図表5 「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて(単数回答)

【経年・性別】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（2010年、2016年）

## I-1-1 男女平等参画に関する教育、情報、学習機会の提供

男女平等参画の重要性とその内容を理解することができるよう、あらゆる媒体を通じた情報提供および多様な学習機会の提供を行います。

また、次代を担う子ども達が、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

	取り組み	内容	対象	担当課
1	「(仮称)男女平等参画条例」の制定検討	町田市にふさわしい「(仮称)男女平等参画条例」の制定についての検討を行います。	市民	男女平等推進センター
			事業者	
			市組織	
2	男女平等の視点に立った教育と指導	児童・生徒が性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう、学校教育の場において、男女平等の視点に立った教育と指導を、性の多様性についても配慮しながら行います。	市民	指導課
			市組織	
3	学習機会の提供と支援	男女平等参画に関わるテーマについて理解を深めるための講座を実施します。また、自主的な学習活動に対して、場の提供など支援を行うとともに、保育・託児付きの事業を充実し、乳幼児をもつ親の参加を支援します。	市民	子育て推進課 生涯学習センター 男女平等推進センター
4	男女平等に関する情報や資料等の収集・提供	広報まちだやホームページ等による学習機会の周知を行います。また、資料の収集・提供を行います。	市民	広報課 指導課 生涯学習センター 図書館 男女平等推進センター
5	職員の男女平等参画に関する意識を高めるための研修等の実施	市役所職員の男女平等参画に関する意識を高めるための研修を充実します。		職員課 男女平等推進センター
			市組織	
6	男女平等推進団体・グループへの支援及び育成	男女平等推進団体や活動グループに対して、活動の支援ならびに育成を行います。また、団体間の連携に向けた交流の場を提供します。	市民	男女平等推進センター

### 【対象の凡例】

それぞれの取り組みの対象が、

**市民**…対市民向け

**事業者**…対事業者向け

**市組織**…市役所

であることを表しています。

## I-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

男女間のあらゆる暴力は、男女平等参画社会の実現を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。特に配偶者等からの暴力（DV）は、家庭内で行われているため、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという傾向があります。

配偶者等からの暴力は、法の整備が進んだことで社会的な問題であると広く認識されるようになってきました。配偶者等からの暴力に関する保護命令件数は、全国で年間2,000件を超えて推移しており、その被害は深刻です〔図表6〕。

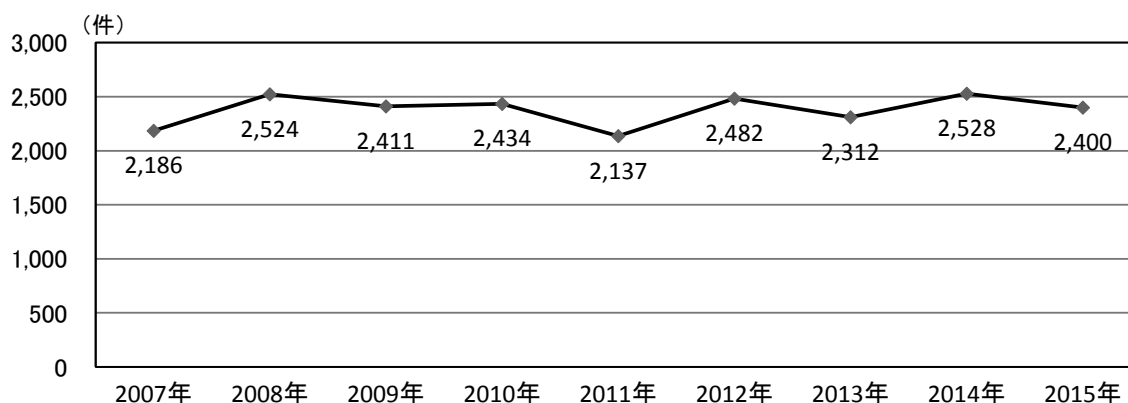
また、本市のアンケートにおいて、被害を受けた方が相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」が上位であり、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識は依然として浸透していない状況です〔図表7〕。

さらに、近年は、若年層におけるデートDVも問題となっており、解決に向けた対策が求められます。

そのため、配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携及び被害者の自立支援を行うことが重要です。

また、根絶すべき男女間の暴力としては、配偶者等からの暴力のほかにも、ストーカーや各種ハラスメント等があり、近年では、男性の被害や同性間の被害も報告されるなど問題は多様化しており、これらの暴力についても被害の防止に努める必要があります。

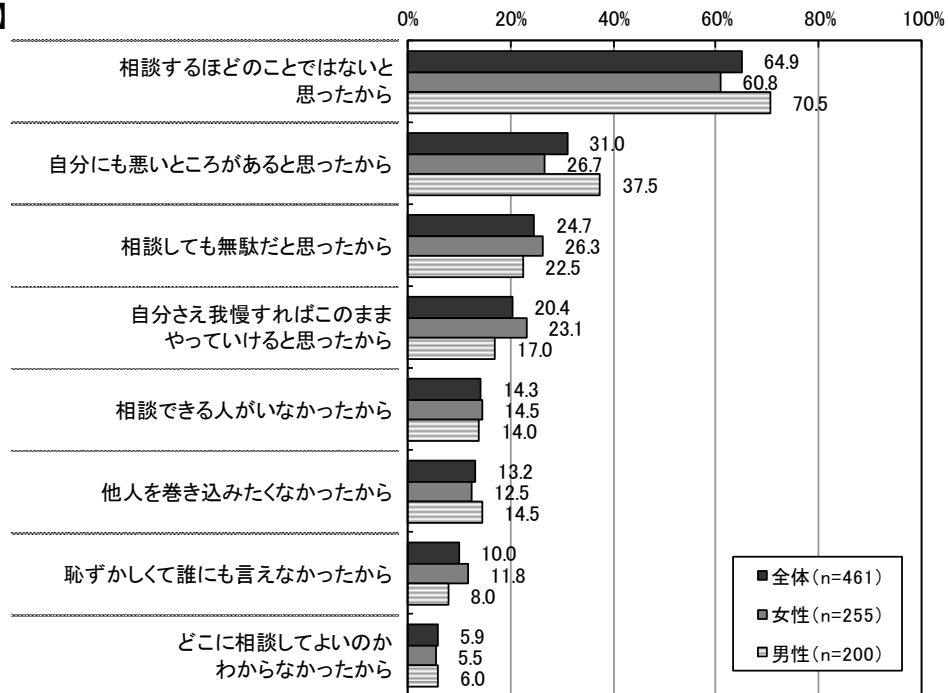
図表6 配偶者等からの暴力(DV)に関する保護命令発令件数の推移(全国)



資料：内閣府「男女共同参画白書 平成28年版」

図表7 暴力を受けた際に誰にも相談しなかった(できなかった)理由について(複数回答)

【上位8項目】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2016年)

■ DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者やパートナーなど親密な関係にある者(過去にそのような間柄にあった者も含む)からふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力のことです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が2013年(平成25年)7月に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。名称も、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)からふるわれる暴力のことです。

## I-2-1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進

配偶者等からの暴力は、被害者に対する重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させる取り組みを進めます。

	取り組み	内容	対象	担当課
7	配偶者等からの暴力の根絶のための意識啓発	配偶者等からの暴力に関する情報の収集・提供及び啓発を行い、暴力を容認しない意識づくりを推進します。	市民	市民課 子ども家庭支援センター 生涯学習センター 男女平等推進センター
8	デートDVの防止に向けた取り組みの推進	デートDVに関する講座を市内の教育機関で開催し、若年層に対しDV防止啓発を行います。また、相談先などの情報を提供します。	市民	男女平等推進センター

## I-2-2 配偶者等からの暴力による被害者への支援

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて、相談体制の充実を図ります。また、被害者の安全の確保に向けて、関連組織や警察等との連携を強化し、被害者の状況に応じた支援を行います。

	取り組み	内容	対象	担当課
9	相談体制の充実・被害者の早期発見	配偶者等からの暴力に対する相談体制を充実させるとともに、早期発見に努めます。また、警察や関係機関と連携し、被害者に適切に対応します。	市民	広聴課 高齢者福祉課 保健予防課 子ども家庭支援センター 市民病院 男女平等推進センター
10	被害者の安全確保への対応の整備	高齢者虐待防止連絡協議会、配偶者からの暴力防止等関係機関実務担当者連絡会議など関連組織や警察等との連携を強化し、窓口の充実を図るとともに、速やかに対応できる環境を整備します。また、緊急一時保護対応の検討を行います。	市民	生活援護課 高齢者福祉課 保健予防課 子ども家庭支援センター 市民病院 男女平等推進センター
11	自立支援に関する自助グループへの支援	被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループを支援します。	市民	男女平等推進センター

## I-2-3 ハラスメントやその他暴力への対策

あらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に情報提供を行います。

また、性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止に向けて、意識啓発を行うとともに、相談窓口などの周知に努めます。

	取り組み	内容	対象	担当課
12	あらゆるハラスメントを防止するための取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメント等、各種ハラスメントを防止するため、事業所等へ情報提供を行います。	市民	産業観光課 男女平等推進センター
			事業者	
13	性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止	性暴力やストーカー被害を防止するため、関連法や相談窓口等の周知啓発に努めます。また、売買春や性の商品化等に関する問題意識を高めます。	市民	防災安全課 男女平等推進センター



## I-3 生涯を通じた男女の健康支援

### 現状と課題

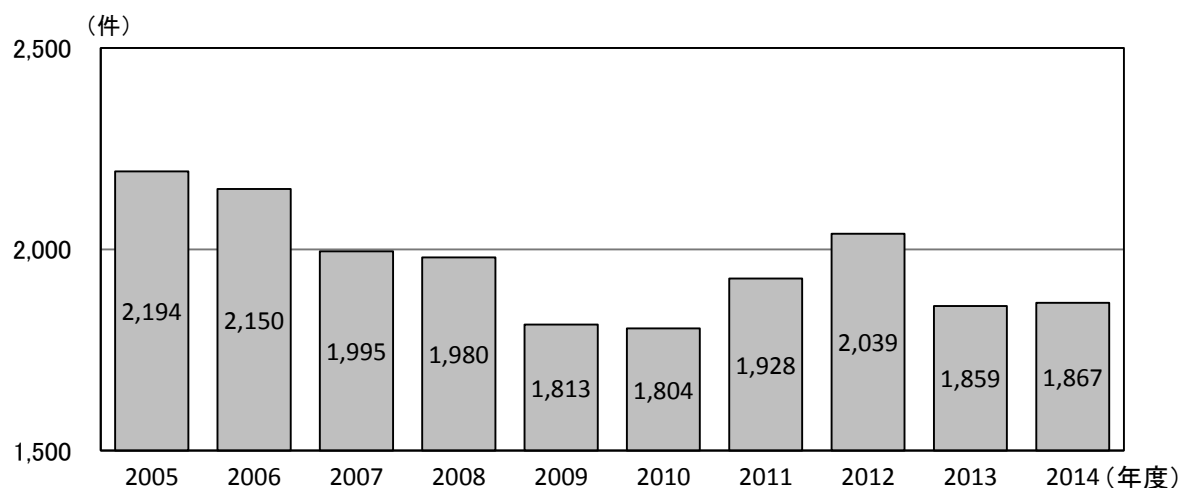
一人ひとりが互いの身体的性差を理解し合い、互いの性を尊重し合うことは、生涯を通じて健康にいきいきと生活していくために大切なことです。

女性の健康や性に関する自己決定の権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する権利）の視点は大切ですが、その重要性が十分に浸透していません。また、東京都全体の20歳未満の若年層の人工妊娠中絶件数は減少傾向にあるものの、年間1,900件前後で推移しています〔図表8〕。

そのため、若いころから、性を尊重する意識に関する啓発・学習機会の提供を行うことで、性と生殖に関して男女が平等であるという認識を高めていくことが必要です。

また、女性は各年代で身体的変化が多く、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面します。そのため、ライフステージや性差に応じた健康づくりへの支援に取り組む必要があります。

図表8 20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移(東京都)



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

### ■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、「健康」と「権利」の側面から成ります。

1994年（平成6年）9月、エジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において、女性の健康及び生殖に関する自己決定権を保障する新しい理念と権利として、提唱されました。そして、翌年の1995年（平成7年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議において、すべてのカップルと個人が有する人権の一部であると採択文章に明記されました。それにより、性と生殖に関して男女は平等な関係であり、妊娠・出産に関する女性の判断を、男性が尊重すべきという認識が世界的に広まるきっかけとなりました。



### I-3-1 性を尊重する意識の浸透

男女が互いの性について、理解し尊重できるよう、あらゆる世代に対して情報提供や学習機会の提供を行います。

	取り組み	内容	対象	担当課
14	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	男女がともにお互いの性を尊重し合えるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を広く普及させるための情報収集・提供を充実します。また、若い世代を対象とした、性や生殖を含めた健康に関する講座を充実します。	市民	図書館 男女平等推進センター
15	人権尊重の視点に立った性教育の充実	性教育に関する資料の収集や情報提供を行います。また、男女それぞれの人権と性を尊重する立場から指導を行います。	市民 市組織	指導課

### I-3-2 性差に応じた健康支援の充実

男女が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康に関する情報提供に努めます。また、関係機関との連携により、性や健康にかかわる各種相談事業を充実します。

	取り組み	内容	対象	担当課
16	健康支援のための啓発及び講座の開催	市民に対して、性感染症等予防に関する啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、若い世代に対して妊娠中の喫煙・飲酒の害についての啓発活動を推進します。	市民	保健予防課 男女平等推進センター
17	検査・検診体制の充実	性感染症について、医療機関との連携のもと、検査体制の充実を図ります。また、女性特有のがん等、性差に応じた疾病についても、医療機関と連携し、早期に発見するための検診体制の充実を図ります。	市民	健康推進課 保健予防課
18	性や健康にかかわる相談体制の充実と関係機関相互の連携	性や心身の健康にかかわる各種相談事業の充実とともに、多岐分野にわたる関係機関との相互の連携を強化します。	市民	保健予防課 男女平等推進センター

## めざすべき姿Ⅱ

### 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

#### Ⅱ-1 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進

##### 現状と課題

働く場において、性別や年齢に関わらず、誰もが能力を発揮するためには、仕事と生活の調和を図ることの重要性を職場全体で認識するとともに、実現できる環境が整っていることが重要です。

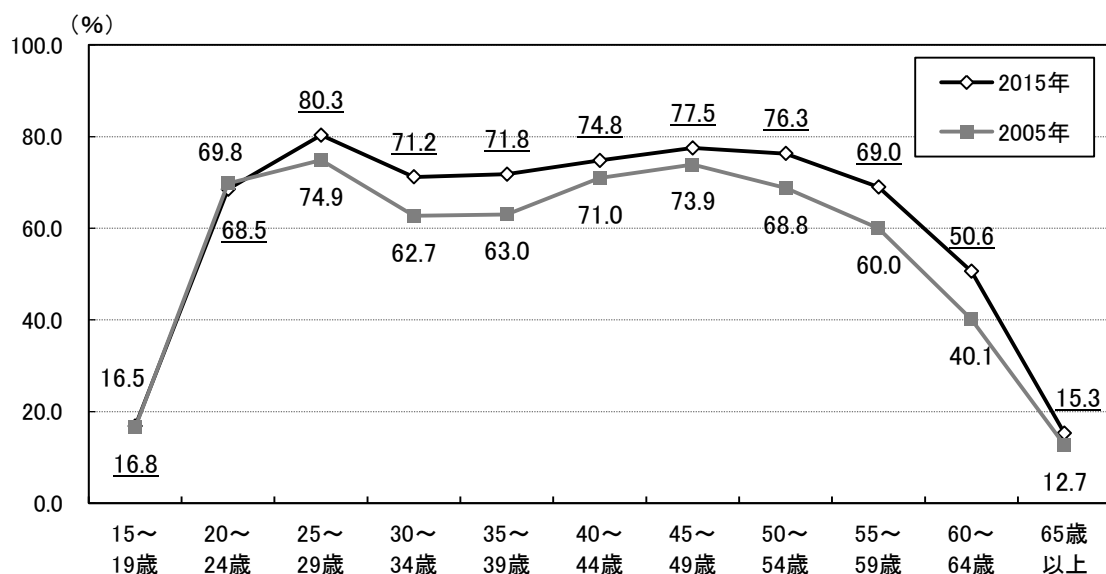
我が国では、女性の年齢階級別労働力率において、いわゆるM字カーブが解消されておらず、子育てや介護等を理由に、就業を希望しながらも就業できていない女性が多いという現状があります〔図表9〕。

そこで、2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備が進められているところです。

また、長時間労働により、多くの男性は家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれていないのが実情であり、このことは、女性の仕事への参画を困難な状態にしています。

そのため、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを事業者とともに進める必要があります。また、就労分野における女性の活躍推進に向けて、就労の継続や再チャレンジなどを促進し、生涯を通じてライフスタイルに合わせて働き続けられるよう支援する必要があります。

図表9 女性の年齢階級別の労働力率の推移(全国)



※値に下線があるものが2015年を表している。

資料：総務省「労働力調査」

## ■ M字カーブ

日本における女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に対する労働力人口の比率）をグラフで示した際に、出産・育児期の女性の離職によって、グラフがM字形の曲線を描くことをいい、M字カーブの解消が課題となっています。なお、労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えたものであり、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

## ■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女の誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開し、両立できる状態のことをいいます。国では2007年（平成19年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を政府や有識者、労働界および地方のトップでの合意により策定しました。

## ■ 世界と日本の働き方を比べてみましょう

近年は、ワーク・ライフ・バランスや効率的な働き方を推進する上でも、より短い時間で効率的に仕事を行い、時間当たりの労働生産性を向上させることが重要視されるようになっていきます。

日本の平均年間労働時間は2014年で1,729時間と、OECD平均の1,770時間を若干下回っています。しかし、就業1時間当たりの労働生産性をみると、OECD加盟34カ国の中で日本は第21位となっており、主要先進7カ国の中で最も低くなっています。

北欧諸国やドイツ、オランダなどといった国においては、労働時間が1,300～1,500時間程度と日本よりも短く、時間当たりの労働生産性は日本を上回っています。

こうした国では、短い労働時間で効率的に成果を生み出すことで豊かな生活を実現していることになり、ワーク・ライフ・バランスをめざすうえでのお手本として考えられます。

## Ⅱ-1-1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援

男女がともにその能力を十分に生かせる職場環境の整備を支援するため、企業や事業者等に対して、法制度等に関する周知・啓発活動に努めます。

また、市役所内におけるポジティブ・アクションを推進し、男女がともに働きやすい職場環境を整備します。

	取り組み	内容	対象	担当課
19	男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度に関する周知・啓発活動の推進	男女雇用機会均等法等の法律や制度（ワーク・ライフ・バランス、育児休暇、介護休暇等）に関する周知・啓発活動を推進します。	市民	産業観光課 男女平等推進センター
			事業者	
20	事業者へのワーク・ライフ・バランス推進支援	市内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進を支援します。	事業者	産業観光課 男女平等推進センター
21	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価制度の啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する「町田市総合評価方式実施ガイドライン」について、事業者への周知を行います。	事業者	契約課
22	市役所内におけるポジティブ・アクションの推進	管理職に占める女性の割合の向上や、男性の育児関連休暇の取得率向上を通して、男女がともに、活躍する職場風土づくりに取り組みます。		職員課
			市組織	

## Ⅱ-1-2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援

女性自身のエンパワーメントを図り、職業生活において活躍することができるよう、再就職支援、起業支援などの取り組みを展開するとともに、女性の就労に関する相談について適切に対応します。

	取り組み	内容	対象	担当課
23	再就職や起業に向けた学習講座等の開催や情報の収集・提供	再就職に向けた講座や女性の起業に関するセミナーを開催します。また、起業や就労に関する情報収集、提供を行います。	市民	産業観光課 男女平等推進センター
24	相談窓口の実施	女性の就労に伴う相談に対し、悩みごと相談や関係機関と連携し、適切な情報提供を行い、女性の就労を支援します。	市民 事業者	広聴課 生活援護課 産業観光課 男女平等推進センター



## II-2 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

### 現状と課題

少子高齢化が進行する中で、仕事と家庭生活を両立させるためには、育児・介護等の家庭生活について、男女がともに協力し、お互いの負担を軽減することが重要です。しかし、近年、共働き世帯が増加していますが、家事・育児・介護の負担が女性に偏っているのが実情です。

本市においても全国的な状況と同様に、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きく、妊娠・出産・育児などのために離職する女性は多い状況です〔図表9（23ページ）・図表10〕。

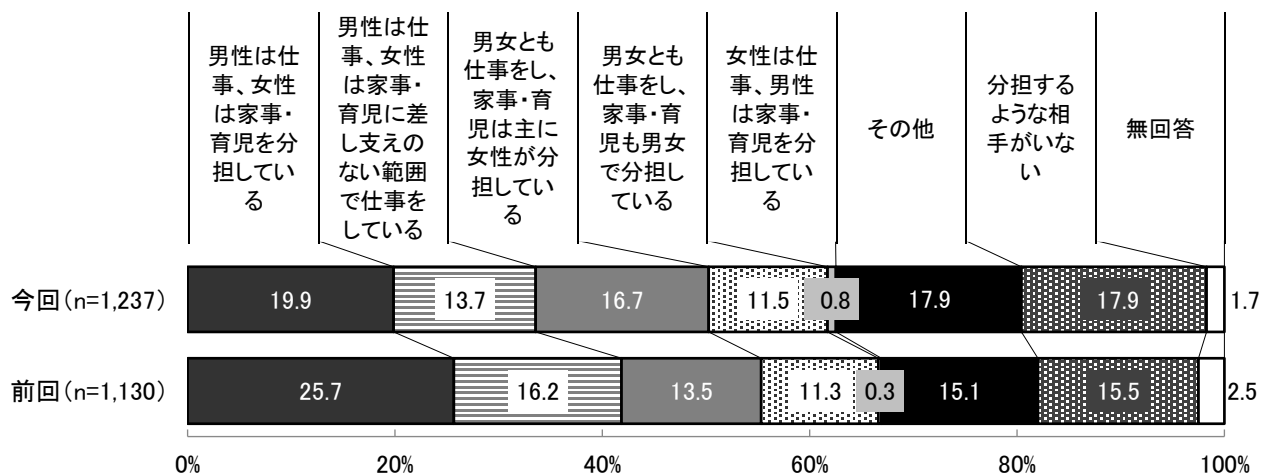
また、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっており、国においても介護離職ゼロをめざした取り組みが進められているところです。

就労を希望する男女が仕事か家庭の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、子育て支援・介護支援の充実を行うことが必要です。また、男女が協力して子育て・介護に取り組むための情報提供や相談機会の提供を行うことも重要と考えられます。

育児に取り組む家庭の中でも特に、ひとり親家庭は複合的な困難を抱えやすく、支援が必要とされています。母子家庭では厳しい経済状況に置かれやすい傾向にあり、一方で、父子家庭では、地域でのネットワークが少なく、孤立しやすい傾向にあると言われていることから、適切に支援を行う必要があります。

図表10 家庭での役割分担について(単数回答)

【経年比較】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

## Ⅱ-2-1 子育てに対する支援

男女がともに希望する働き方を実現できるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。また、情報提供や相談体制の充実を図り、サービスを利用しやすい環境をつくります。

	取り組み	内容	対象	担当課
25	保育サービスの充実	延長保育、一時保育、学童一時預かりなどのソフト面と待機児童解消に向けた保育園整備などのハード面双方から保育サービスの充実を図ります。	市民	児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター
26	子育てに関する啓発活動の充実や講座の開催	子育てに関する啓発活動の充実を図ります。また、子育てを行っている親を対象とした事業やイベントを開催します。	市民	保健予防課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 生涯学習センター 男女平等推進センター
27	子育てに関する相談体制の充実	子育てに不安を持つ親に対し、来所・電話相談などの相談体制の充実を図ります。また、他の専門機関との連携を強化し、ネットワーク化を推進します。	市民	保健予防課 子育て推進課 男女平等推進センター
28	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送れるよう支援を行います。	市民	子ども総務課 子ども家庭支援センター



## Ⅱ-2-2 介護に対する支援

介護者のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、介護サービスの利用方法などに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

	取り組み	内容	対象	担当課
29	介護に関する情報収集・提供	介護施設、介護サービス内容などの情報誌の作成、ホームページでの紹介など介護情報の充実と提供を行います。	市民	介護保険課
30	介護者のワーク・ライフ・バランス推進のための啓発	介護者のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、介護サービスや介護予防事業の充実を図り、サービス利用の方法などの案内を充実します。	市民	高齢者福祉課 介護保険課





## II-3 地域における男女平等参画の推進

### 現状と課題

性別や年齢を問わず市民が地域に参画することは、多様な意見が反映され、活力のある地域社会の実現につながります。男女平等参画社会の実現にあたっては、性別や年齢により地域での役割を固定化することのないよう配慮していくことが必要です。

市のアンケートによると、本市は東京都全体に比べ男女ともに地域活動に参加している割合が高くなっています。本市は女性の5割半ば、男性の4割が地域活動に参加している一方で、女性の20～30歳代と、男性の20～60歳代で不参加の割合が高くなっています〔図表11・11-1〕。

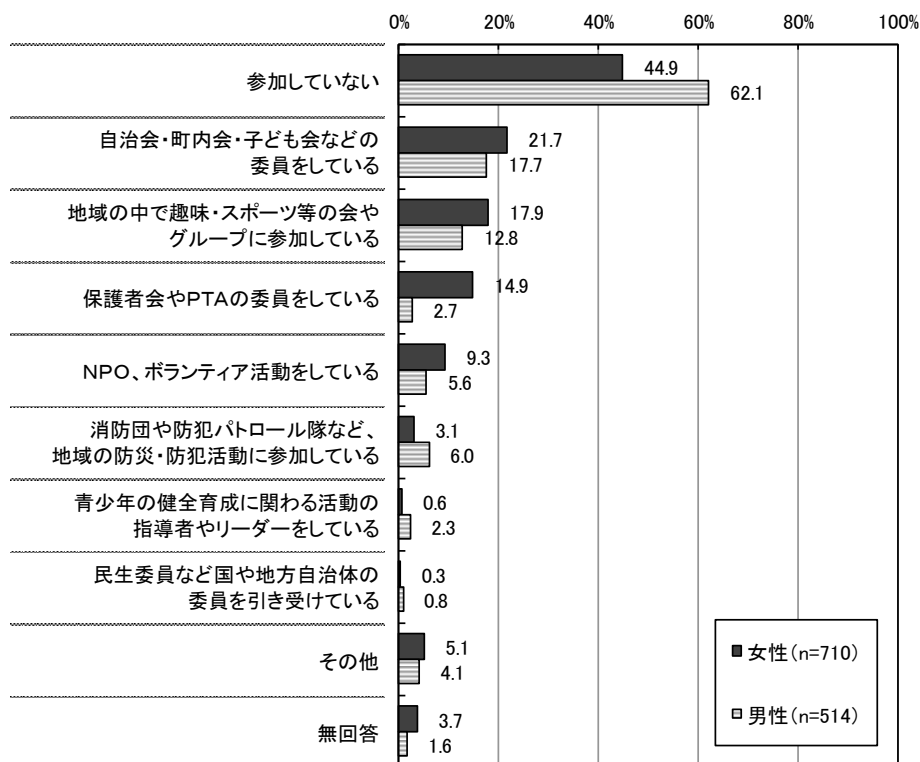
性別、年齢を問わず市民が活動に参加しやすい環境を整備するなど、地域活動への参加者を増やすことが必要です。

また、町内会・自治会長は男性が多く、市の政策・方針決定に関わる審議会等の委員についても男性の割合が高くなっています。地域や市政の意思決定過程において、男女の意見がともに反映されるよう、女性の登用を進める必要があります。

近年の災害対応の教訓から、避難所等での男女のニーズの違いに配慮していくことが必要となっています。日頃から地域とのつながりを持つ女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となります。そのため、防災分野における意思決定の過程において、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

図表11 地域活動や社会活動などへの参加状況(複数回答)

#### 【性別】

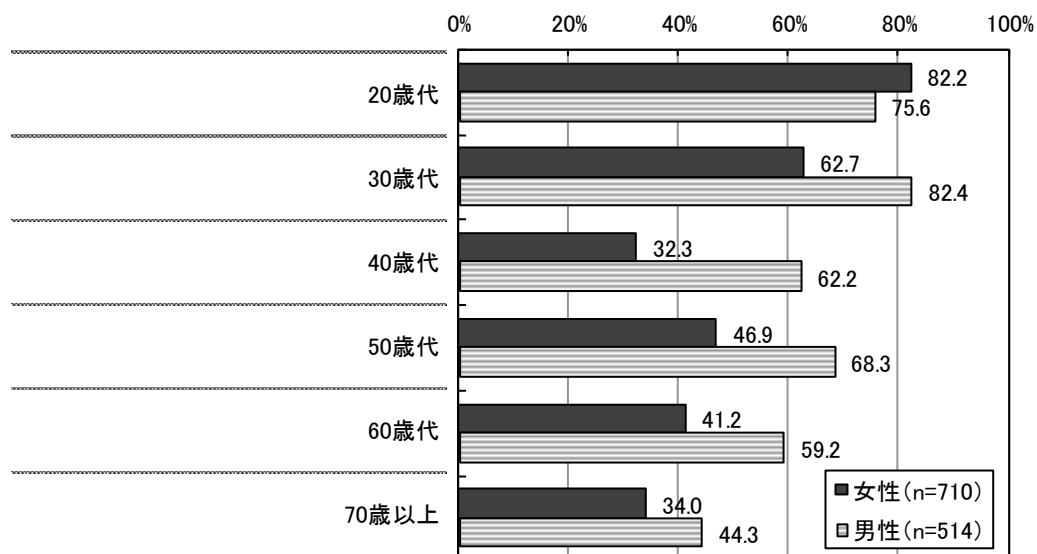


\*参加の割合…100. 0%から「参加していない」を引いたものとする。

資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2016年)

図表11-1 地域活動や社会活動などへ「参加していない」割合

【性年齢別】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（2016年）

## Ⅱ-3-1 男女がともに参画する地域社会づくり

地域における意思決定の過程や防災対策に男女双方の視点を取り入れるため、情報の収集・提供を行うとともに、講習会を実施することで、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、市の政策・方針決定に関わる審議会・委員会等の委員に女性の登用を促します。

	取り組み	内容	対象	担当課
31	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進	男女平等参画の視点を盛り込んだ防災対策を実施するとともに、災害発生時を想定した避難支援についての検討を行います。	市民 市組織	防災安全課 男女平等推進センター
32	地域活動に参加しやすい環境づくり	町内会・自治会、NPOなどの地域活動に関する情報の収集・提供を行います。また、ボランティア制度の整備や地域と連携したイベントを行うことで、男女ともに地域活動に参加しやすい環境を整えます。	市民 事業者	市民協働推進課 高齢者福祉課
33	審議会・委員会等への女性の登用促進及び環境の整備	審議会・委員会等において、女性比率40%をめざします。また、審議会・委員会等の場に委員が参画しやすいよう環境整備を進めます。	市組織	総務課 男女平等推進センター

